

# ● 指定施設及び相談援助業務の実務経験範囲 ●

## 社会福祉学科

施設種別		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の者）	
		精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の者）	
		精神科ソーシャルワーカー（精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の者）	
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司	
		受付相談員	
		相談員	
		電話相談員	
		児童心理司・心理判定員	
		児童指導員	
	母子生活支援施設	母子指導員	
	児童養護施設	児童指導員	
	知的障害児施設 （第一種自閉症児施設・第二種自閉症児施設）		
	知的障害児通園施設		
	盲ろうあ児施設 （難聴幼児通園施設）		
	肢体不自由児施設 （肢体不自由児通園施設・肢体不自由児療護施設）		
	情緒障害児短期治療施設		
重症心身障害児施設			
児童自立支援施設	児童指導員 心理指導を担当する職員		
児童家庭支援センター	児童自立支援専門員		
医療法	病院・診療所	児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員	
		次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている専任の職員 ア. 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ. 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ. 患者の社会復帰に係る相談援助 エ. 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	
		心理判定員	
		職能判定員	
		ケース・ワーカー	
	身体障害者更生施設 肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 重度身体障害者更生援護施設 内部障害者更生施設	生活支援員・生活指導員	
		身体障害者療護施設	生活支援員・生活指導員
		身体障害者福祉ホーム	
	身体障害者授産施設 身体障害者授産施設 重度身体障害者授産施設 身体障害者通所授産施設	生活支援員・生活指導員	
		身体障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
	身体障害者福祉センター 身体障害者福祉センター （A型・B型） 在宅障害者デイ・サービス施設 （身体障害者デイ・サービスセンター） 障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	
福祉に関する法律 精神保健及び精神障害者 社会復帰施設		精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の者）	
	精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の者）		
	精神科ソーシャルワーカー（精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の者）		
	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士	
	精神障害者授産施設	精神障害者社会復帰指導員	
	精神障害者福祉工場		
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士		
精神障害者福祉ホーム	精神障害者福祉ホーム		
精神障害者福祉ホーム	管理人		

施設種別		相談援助業務の実務経験として認められる職種
生活保護法	救護施設	生活指導員
	更生施設	
社会福祉法	福祉に関する事務所 (福祉事務所)	査察指導員
		身体障害者福祉司
		知的障害者福祉司
		老人福祉指導主事(指導監督を行う職員)
		現業員、ケースワーカー
		家庭児童福祉主事
		専任の家庭相談員
		面接相談員
		専任の婦人相談員
		専任の母子自立支援員・専任の母子相談員
売春防止法	婦人相談所	相談指導員 判定員(心理・職能判定員) 専任の婦人相談員
	婦人保護施設	指導員
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司
		心理判定員
		職能判定員
	知的障害者アイ・サービスセンター	ケース・ワーカー
	知的障害者更生施設	指導員・生活指導員
	知的障害者授産施設	相談援助業務を行っている専任の職員
老人福祉法	知的障害者通勤寮	生活支援員・生活指導員
	知的障害者福祉ホーム	管理人
	養護老人ホーム	生活指導員
	特別養護老人ホーム	生活相談員・生活指導員
	軽費老人ホーム 軽費老人ホームA型 軽費老人ホームB型 ケアハウス	生活相談員・生活指導員
	老人福祉センター(特A型・A型・B型)	相談援助業務を行っている専任の職員
母子福祉法	老人短期入所施設	生活相談員・生活指導員
	老人デイ・サービスセンター	相談援助業務を行っている専任の職員
	老人介護支援センター(在宅介護支援センター)	相談援助業務を行っている専任の職員
	母子福祉センター	母子相談員
介護保険法	介護保険施設 指定介護老人福祉施設	生活相談員
		介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設	支援相談員・相談指導員
		介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
地域包括支援センター	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員	

施設種別		相談援助業務の実務経験として認められる職種
前記に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設	授産施設(生活保護法)	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)
	宿所提供施設(生活保護法)	
	有料老人ホーム	相談援助業務を行っている専任の指導員
	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている専任の相談員
	隣保館	相談援助業務を行っている専任の指導職員
	地域福祉権利擁護事業 (都道府県社会福祉協議会において実施する事業)	専門員
	市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員
		相談援助業務を行っている専任の職員 (主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る)
	児童デイ・サービス事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
	身体障害者相談支援事業(市町村障害者生活支援事業)(身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイ・サービスセンター等において実施する事業)	相談援助業務を行っている専任の職員
	障害児相談支援事業・知的障害者相談支援事業(療育等支援施設事業) (知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業)	
	肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設と同様な治療を行うため都道府県から委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)	児童指導員
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている専任の指導員
		相談援助業務を行っている専任のケースワーカー
知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている専任の指導員	
地方更生保護委員会・保護観察所	保護監察官	

	施設種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種
前記に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設	更生保護施設	補導主任 補導員
	労災特別介護施設 (財団法人労災ケアセンターが委託を受けて運営する施設)	相談援助業務を行っている主任指導員
	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている専任の職員
	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員
	短期入所生活援助(ショートステイ事業)・夜間養護等(トワイライト)(児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、保育士、里親等において実施する事業)	相談援助業務を行っている専任の職員
	地域子育て支援センター事業 (児童福祉施設等において実施する事業)	相談援助業務を行っている専任の職員
	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	児童指導員
	点字図書館	相談援助業務を行っている専任の職員
	聴覚障害者情報提供施設	
	身体障害者デイサービス事業を行う施設	
	身体障害者短期入所事業を行う施設	
	身体障害者自立支援事業 (身体障害者向け公営住宅、身体障害者向け賃貸住宅、身体障害者福祉ホームにおいて実施する事業)	
	「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員
	精神障害者グループホーム	相談援助業務を行っている専任の職員
	知的障害者グループホーム	
	知的障害者生活支援事業 (知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業)	
	知的障害者デイサービス事業を行っている施設	
	知的障害者短期入所事業を行っている施設	
	指定通所介護(老人デイサービス事業)を行う施設 (介護保険の適用外の老人福祉法による老人デイサービス事業を含む。老人デイサービスセンターを除く)	生活相談員・生活指導員
	基準該当居宅サービスに該当する通所介護(老人デイサービス事業)を行う施設(同上)	
	指定短期入所生活介護(老人短期入所事業)を行う施設 (介護保険の適用外の老人福祉法による老人短期入所事業を含む。老人短期入所施設を除く)	
	基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護(老人短期入所事業)を行う施設(同上)	
	指定通所リハビリテーションを行う施設 (介護老人保健施設において実施されているものに限る)	支援相談員
	指定短期入所療養介護を行う施設(同上)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	居宅介護支援事業を行っている事業所	
	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	
	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)	
地域福祉センター	相談援助業務を行っている専任の職員	

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の実務経験の対象になります。

施設種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員
ヴェトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている専任の指導員
子ども家庭相談事業 (児童センター、市に設置された児童館において実施する事業)	相談援助業務を行っている専任の相談員
乳幼児健全育成事業 (保育所、乳児院において実施する事業)	
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	

※出願時、18ページの「実務経験申告書」及び19ページの「実務経験証明書」の職種欄は、上記の名称を正確に記載してください。勤務施設内での任意の職名は該当しませんので注意してください。

## 精神保健福祉学科

実務経験が認められる「指定施設」	<ol style="list-style-type: none"> <li>精神科病院</li> <li>病院又は診療所(精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る。)</li> <li>保健所</li> <li>地域保健法(昭和22年法律第101号)に規定する市町村保健センター</li> <li>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神保健福祉センター</li> <li>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター及び精神障害者地域生活援助事業を行う施設</li> <li>障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。 )又は相談支援事業を行う施設、障害者支援施設及び地域活動支援センター(主として精神障害者(同法第四条第一項に規定する精神障害者をいう。 )が利用するものに限る。 )が利用するものに限る。 ) 以上の施設において、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っている事が必要です。</li> </ol>
------------------	--